

北周「叱羅協墓誌」に関する一考察-宇文護時代再考の手がかりとして-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13917

北周「叱羅協墓誌」に関する一考察

——宇文護時代再考の手がかりとして——

On the Tomb Inscription of Chiluo-Xie of the North-Zhou, as a Clue in Reconsidering the Era of Yuwen-Hu

博士前期課程 史学専攻 2004年度入学

会 田 大 輔

AIDA Daisuke

【論文要旨】

西魏北周は、南北朝時代と隋唐時代を結ぶ重要な王朝である。しかし、従来の研究は、「関隴集團」研究と制度史研究に偏っており、政治史面から西魏北周隋唐の変化に迫った研究は少ない。これまで北周前半の宇文護時代（557～572）は、腐敗政治が展開された時代とされ、宇文護を誅殺した武帝は、華北統一を果した名君という解釈がなされていた。しかし、15年にわたって北周を支えた宇文護時代を負のイメージのみで理解していいのだろうか。

近年、北周の墓誌が数多く出土し、宇文護の側近であった叱羅協の墓誌も発見された。従来、叱羅協は無能にも関わらず宇文護に抜擢されたとして、宇文護時代の腐敗人事の代表とされてきた。しかし、墓誌を手がかりに叱羅協の事績を詳細に検討した結果、叱羅協が有能な武人官僚であることが明らかとなった。従来の叱羅協像が虚像であったことは、宇文護時代について再考する必要があることを示している。

【キーワード】 北周、宇文護時代、叱羅協、墓誌、腐敗人事

一、はじめに——北周宇文護時代の理解をめぐる

六世紀半ば、華北を支配していた北魏王朝は、六鎮の叛乱をきっかけに崩壊し、東西に分裂した。そのうち、長安に都を置いた西魏では、武川鎮出身の宇文泰が実権を握り、『周礼』に基づいた官制や胡姓復興などの特色ある政治が展開された。宇文泰没後、後事を託された甥の宇文護は、宇文泰の嫡子宇文覺を擁立し、孝閔帝元年（557）に北周を建国した。その結果、北周では宇文護

による独裁的政治が展開された。天和七年（572）三月、三代皇帝の武帝は宇文護を誅殺して親政を開始し、建徳六年（577）に北齊を滅ぼして華北統一を果たした。しかし、宣政元年（578）に武帝が没すると、宣帝・静帝の短い治世を経て、大定元年（581）二月、外戚の楊堅が帝位を篡奪し隋を建国した。

西魏北周は、南北朝時代から隋唐時代への連結点に位置する重要な王朝である。陳寅恪氏の「閔隴集團」説の提唱¹以来、西魏北周時代に形成された「閔隴集團」と隋唐王朝の支配者層との関係をめぐって、多くの研究が行なわれている²。また、隋唐時代の諸制度の淵源をめぐって、西魏北周の制度史研究も進められている³。しかし、これまでの研究は、胡族性を帯びた西魏北周から漢族的性格をもった隋唐に、なぜ変化したのか、また、なぜ変化しえたのかという問題を取り上げてはこなかった。このことが、政治史面における西魏北周から隋唐への連続性を曖昧なものにしてしまっているのである⁴。近年、胡漢融合論の視点から、西魏北周から隋唐への変化を解明しようとする動きが進みつつある⁵。しかし、政治史面から西魏北周隋の連続性にせまる研究は殆んどなされていない⁶。

北周は武帝の親政後、わずか九年にして楊堅に篡奪され滅亡した。これは一体なぜなのだろうか。従来は、宣帝の暴政にその原因を見出してきた。しかし、王朝交代は短期間で決まるものではなく、その流れはそれ以前から存在していたとすべきである⁷。そのように考えると、北周における武帝親政期や宇文護時代の位置付けを再考する必要性が生じてくる。従来、宇文護時代（557～572）は、腐敗政治が展開されたという負のイメージで捉えられてきた。例えば大川富士夫氏は、宇文護時代を腐敗と混乱の時代であったとしており⁸、加藤国安氏は、宇文護を「危険な宰相」とし、「武帝派」と「宇文護派」による暗闘があったとしている⁹。また、中村淳一氏は宇文護への軍権の集中によって、「宇文護党」の腐敗が拡大したとしている¹⁰。しかし、建国から15年にわたって北周を運営してきた宇文護時代を負のイメージのみで捉えてしまっているのだろうか。

一方、高蘊華氏や雷依群氏・呂春盛氏は、宇文護時代に関して、宇文泰と同格であった勲貴を抑圧し、建国当初の北周の安定に寄与したことを指摘している¹¹。呂思勉氏は、『周書』中に見える宇文護の悪政の記事が、宇文護死後に捏造された可能性を述べている¹²。また、川勝義雄氏は、武帝の華北統一が宇文護の権力集中路線を引き継いだことにより可能になったとしている¹³。しかし、これらの指摘にも関わらず宇文護時代の実態を解明しようとする試みは未だ十分になされていないと思われる。西魏北周から隋朝の成立にいたる過程をおさえるためには、北周政治史の中で宇文護時代が果たした役割を明らかにすることが必要なのではないだろうか。

これまで、西魏北周の研究は『周書』などの正史に全面的に依拠してきた。しかし、前島佳孝氏や山下将司氏の研究によって¹⁴、『周書』などの正史には唐朝の意向が強く反映されていることが明らかとなり、従来の宇文護像や武帝像も虚像である可能性が生じてきた。近年、北周時代の墓誌が数多く発見され、今まで知られていなかった新しい史料が提供されつつある¹⁵。その中で、宇文護時代を理解する史料として注目されるのが「叱羅協墓誌」である。

叱羅協は『周書』卷十一・宇文護伝および『北史』卷五七・宇文護伝に附伝されており（以下、本伝と略述）、宇文護の側近だった人物である。従来、叱羅協は無能にも関わらず宇文護の抜擢を受けて栄達した腐敗人事の代表とされてきた¹⁶。しかし、彼の墓誌が出土したことにより、今までとは違った叱羅協像があらわれてきた¹⁷。腐敗人事の代表という叱羅協像が虚像であるとする、宇文護時代に関しても新しい理解が必要になってくるのは間違いない。当然、墓誌は墓主を美化しており、その取り扱いには慎重さを要するが、ここに語られる内容を『周書』などの文献史料や他の墓誌等と照らし合わせて検討することで、新しい宇文護時代像を構築することが期待できるのである。そうした関心から本稿では、この「叱羅協墓誌」を取り上げ、宇文護時代の実態に迫る糸口としたい。

二、北周「叱羅協墓誌」釈読

北周「叱羅協墓誌」は、咸陽国際空港北部の北斗郷の東で、1989年10月から1990年1月にかけて北周墓を発掘した際に出土した。叱羅協墓の周囲からは、他にも独孤蔵墓や尉遲運墓などの北周高官の墓が発見されている。叱羅協墓は、全長が約71m、封土が約20mあり、北周墓の中でも最大規模の墓である。残念なことに墓室は既に盗掘されており、出土物のほとんどが陶俑であった。

墓誌蓋と誌石は正方形であり、一辺の長さは73.3cmである。墓誌蓋は3行×3字の9字。誌文は35行×37字からなり、合計字数は1267字である。実物は現在、西安碑林博物館におさめられている。録文は発掘報告書でもある貧安志編『中国北周珍貴文物』（陝西人民美術出版社1993年）の31～35頁にあり、拓本写真も掲載されている¹⁸。管見の限り、叱羅協墓誌に関する研究成果は、瞿安全「叱羅協墓誌考釋」（『碑林集刊』八、2002年、以下瞿文と略述）だけである。

本稿の釈読では、まず録文を提示した上で訓読し、その後に語釈を付した。語釈は長文の説明を必要とするもののみ掲げ、それ以外の語句は訓読中の（ ）に意味を示した。訓読は内容から判断し、八つの段落に分けた。また、借字・誤字と思われるものには、訓読中で〔 〕をつけて本来の字を示した。解読不能の文字については□とした。なお、原誌中の文字を可能な限り採用したが、便宜上一部は常用漢字に改めた。空格は録文には残しておき、訓読では省略した。また、録文の行頭の数字は墓誌の原文の行数に対応している。墓誌の拓本は本稿の最終頁に掲載した。

【録文】

〔墓蓋〕大周開府南陽公墓誌

〔誌文〕

01 大周驃騎大將軍開府儀同三司大都督□南陽郡開國公墓誌

02 公諱協，字慶和，代郡大平縣人也。因國命氏，有自來矣。若春秋羅勇，有晉之大夫，漢史羅瓌則作

03 梁之相，佗仁典基，衣冠世襲。冑胤禪聯，公其後也。祖興，爲西部護軍，父珍業，爲代郡太守。政事恪

04 勤，除梁州刺史，遷車騎大將軍・儀同三司・散騎常侍。公幼而標悟，長逾弘綽，神情散朗，見稱夙智。

05 聲發家庭，譽聞州部。年十九，爲恒州刺史楊鈞選補從事，明於職任，不畏豪強，尤精几案，弥閑薄
06 領，雖延思之當官，不能過也。自此，名高鄉井，遠近有聲，尔朱天柱拔公爲司馬，除趙郡太守，尋爲
07 上郡·上党·建州·懷州·烏蘇鎮大行臺，檢校軍糧。雖復弘羊心計，公威壽度，戎糧節度，取辨須臾，以
08 公方此無慙德也。除北津州刺史。如羊之馬，故無入廩之期，似粟之金，素絕經懷之意。以大統三
09 年入關，夙傳令望，早籍風猷，仍爲丞相府東閣祭酒。英聲自遠，豈獨幼安。尋遷主簿。得人之選，不
10 減陳琳，留書待問，無慙德祖。蒙封莎泉縣開國伯。四年，有河橋之勳，改封冠軍縣開國公。漂姚校
11 尉，傳英聲於曩代，去病移封，乃見之于效日。轉從事中郎。自管裾盛府十有五載，大祖以公盡
12 心王事，剋修濟舉，三考黜陟，恒居上第，五蒙行賞，粟帛有差。十五年，魏文帝授車騎大將軍·儀同
13 三司·大都督·散騎常侍。十七年，大祖經略漠中，以公行南岐州刺史。委以西南道支度軍糧。尋
14 值興州刺史楊辟邪率民反叛，擁衆二萬，搖蕩壹隅。公時步騎不滿三千，運奇設策，指日平殄，兼
15 自奮勇，手斬三人。猛氣橫流，刃爲之折。大祖壯公膽決，驛騎送刀，賊徒奔散，死者萬計。遠近清
16 帖，公之力焉。因除開府。大師蜀國公入蜀，爲行軍長史，守備涪水。後以平蜀之勳，曲蒙賜姓，預班
17 天族，分封別子金剛，爲顯武縣開國侯，邑壹千二百戶。大周元年，除軍司馬，治御正·司會，揔六府。
18 文武交湊，薄領密物。公應接隨方，曾無疑滯，積德累勞。加授少保，俄遷少傅。進爵南陽郡開國公。
19 前後增邑二千五百戶。天和元年，詔以公舊望隆重，功績文宣，暨逢事限，忝參皇族，宜依大
20 祖遺旨，還復舊姓。六年，除柱國大將軍，治中外府長史，治司會，揔六府。建德元年，從坐去職。公自
21 免黜罷歸，息心人事，退思引日，門無外賓，清靜居身，廉平自守。主上有聞，尤所褒贊，棄瑕錄用，
22 納其反悔之情。曲降聖衷，爰發明詔。昔王業初開，已參刀筆，暨帝圖既構，復預絲綸，遂位列三
23 階，爵標九等。翼茲宰輔，贊預軍民。但末路所難，能終者鮮，心附梁趙，迹淪何鄧，將而有誅，因之貶
24 黜。亦既失旦，寔思自新，宜加有採，以收前過。是用命尔，爲車騎大將軍·儀同三司·屯田揔監。公下
25 學上達，信竊通於壹心，約已持操，榮悴交無二色。方當盡其筋力，悉心厥務，厲精吠畝，趨走農功，
26 誓竭丹誠，奉酬大造，不幸遭疾，奄然長逝。以建德三年十月十七日，薨于私第。春秋七十有五。
27 以四年三月五日，卜兆於中原鄉。詔贈使持節·驃騎大將軍·開府儀同三司·大都督·浙洛豐三
28 州諸軍事·三州刺史·荊州南陽郡開國公·邑壹千戶。諡曰恭。諸子悲號，哀深窮慟，奉侍几筵，非
29 復溫清之日，鷄鳴威盥，永絕晨昏之養。懼陵谷之相質，徽猷之不傳，乃作銘曰
30 晉粵大夫，漢惟梁相，承基接緒，其風以亮。廣益稱賢，文宣武暢，矧乃伊人，接斯民望。厥初州佐，名
31 重陳韻，功移邦部，化及傍隣。桂牀表政，懸魚有晨，爰茲刺舉，境域稱仁。氏夷滑夏，反我疆域，豐馬
32 曉塵，單牛夜出。殲斯妖寇，曾匪旬日，應變若神，寔資名實。曩昔囊帷，枕威岐部，令遵狹斜，潛形廣
33 柳。青松界術，白楸易朽，鬱此佳城，營魂永久。孺子故人，延陵信士，寶劍方懸，單醪萃止。平生壯志，
34 今旋蒿里，空悲素車，從斯行矣。逕稀資騎，荒蹊罷通，宿草將蔓，幽明不同。羈栖獨鶴，飄颻雙鴻，孤
35 墳夜月，寒松曉風。世子金剛。次子山相。次子石柱。次子玉良。次子鐘柱。

【訓讀】

〔墓誌蓋〕大周開府南陽公墓誌

〔第1行～第4行〕

大周驃騎大將軍開府儀同三司大都督□〔故〕₁南陽郡開國公墓誌

公、諱は協、字は慶和、代郡大〔太〕平縣の人なり₂。國に因りて氏を命じ₃、自ら来たる有り。春秋の羅勇、有晉の大夫、漢史の羅瓌、則ち梁の相と作る若く₄、仁を侘い基を典り、衣冠世よ襲う。冑胤（後代）禪〔蟬〕聯し、公其の後なり。祖は興、西部護軍と爲る₅、父は珍業、代郡大〔太〕守と爲る。政事に恪勤し、梁州刺史に除せられ₆、車騎大將軍・儀同三司・散騎常侍に遷る。

〔第4行～第8行〕

公、幼くして標悟（聡明）にして、長じて逾よ弘綽（広く緩やか）にして、神情散朗（精神は非常に優れ）、夙智（早慧）を稱えらる。聲は家庭に發し、譽は州部に聞こゆ。年十九にして、恒州刺史楊鈞₇が爲に従事₈に選補せらる、職任に明らかにして、豪強を畏れず、尤も几案（机仕事）に精しく、弥よ薄〔簿〕領（帳簿）を閑う（習熟する）、延思の官に当たると雖も、過ぐる能わざるなり₉。此より、名は郷井に高く、遠近に聲有り、尔朱天柱、公を抜きんじて司馬と爲し₁₀、趙郡大〔太〕守に除し、尋いで上郡・上党・建州・懷州・烏蘇鎮大行臺と爲し₁₁、軍糧を檢校せしむ。弘半₁₂の心計（暗算）・公威₁₃の籌度（計算）、戎糧（兵糧）の節度（指令）を、取辨（準備・購入する）すること須臾（少しの間）と雖復も、公を以て此と方ぶるは慙德（恥じること）すること無きなり。北津州刺史に除せらる₁₄。半の如きの馬、故に入廩の期無く、粟の似きの金、素より經懷の意を絶つ₁₅。

〔第8行～第13行〕

大統三年（537）を以て入關し（西魏に仕え）、夙に令望（よい評判）を傳え、早くに風猷（風教徳化）を籍〔藉〕し、仍りて丞相府東閣祭酒と爲る。英聲自ら遠きこと、豈に獨り幼安₁₆のみならんや。尋いで主簿に遷る。人を得るの選は、陳琳に減ぜず、書を留め問を待つは、徳祖に慙じる無し₁₇。蒙りて莎泉縣開國伯に封ぜらる。四年（538）、河橋の勳有り₁₈、改めて冠軍縣開國公に封ぜらる。漂〔票〕姚校尉、英聲を曩代（前代）に傳え、去病移封せられ、乃ち之を茲の日に見す₁₉。從事申郎に轉ず。簪裾し府を盛んにしてより十有五載₂₀、大〔太〕祖₂₁、公、王事に盡心し、剋く濟舉を修むるを以て、三たび黜陟を考し、恒に上第に居り、五たび行賞（論功行賞）を蒙り、粟帛差有り。十五年（549）、魏文帝₂₂、車騎大將軍・儀同三司・大都督・散騎常侍を授く。

〔第13行～第17行〕

十七年（551）、大〔太〕祖漢中を經略するや、公を以て南岐州刺史を行せしむ₂₃。委ぬるに西南道を以てし軍糧を支度せしむ。尋いで興州刺史楊辟邪、民を率いて反叛し、衆二萬を擁し、壹隅に揺蕩するに値る₂₄。公、時に歩騎三千に滿たず、奇を運し策を設け、日を指して（日を限って）平殄し、兼ねて自ら奮勇し、手ら三人を斬る。猛氣横流し（猛々しい気性が溢れ流れ）、刃之が爲に折れる。大〔太〕祖、公の膽決（勇気があって果敢なこと）を壯とし驛騎（宿駅の馬）もて刀を送る、賊徒奔散し、死者萬もて計う。遠近清帖する（平定する）は、公の力なり。因りて開府に除せらる。大〔太〕師蜀國公蜀に入るや、行軍長史と爲り、涪水を守備す₂₅。後に平蜀の勳を以て、曲げて賜

姓を蒙り、班を天族（皇族・宇文氏）に預り、別子金剛に分封し、顯武縣開國侯と爲す、邑は壹千二百戸²⁶。

〔第17行～第20行〕

大周元年（557）、軍司馬に除せられ、御正・司會を治め、六府を捻べる²⁷。文武交ごも湊り（集まり）、薄〔簿〕もて密物（機密事項）を領す。公は應接方に随い、曾て疑滞（滞ること）無く、徳を積み勞を累ぬ。加えて少保を授けられ、俄かに少傅に遷る。爵を南陽郡開國公に進めらる。前後邑を増すこと二千五百戸。天和元年（566）、詔して公の舊望隆重、功績文宣にして、暫く事限（事の要）に逢い、忝くも皇族に參ずる²⁸を以て、宜しく大〔太〕祖の遺旨に依り、還りて舊姓に復すべし²⁹。六年（571）、柱國大將軍に除せられ、中外府長史³⁰を治め、司會を治め、六府を捻べる。

〔第20行～第26行〕

建徳元年（572）、坐に従いて職を去る³¹。公、免黜せられ罷めて歸り、心を人事に息めて自り、思いを引日（日を過ぐす）に退け、門に外賓無く、清静居身し、廉平（清廉公平）自守す。主上聞ける有り、尤も褒贊する所なり、瑕を棄てて録用（採用）し、其の反悔（後悔）の情を納れる。曲げて聖衷（天子の心）を降し、爰に明詔を發すらく「昔王業初めて開かるや、已に刀筆に參じ、帝國既に構えるに暨び、復た絲綸（詔）に預り、遂に位三階に列し、爵九等に標る³²。茲の宰輔（宇文護）を翼し、軍民を贊預す。但だ末路は難き所にして、能く終る者鮮し、心は梁趙に附し、迹は何鄧に淪す³³、將して誅有り、之に因りて貶黜せらる。亦既に失旦し³⁴、寔に自新（心や行いを新たにす）を思う、宜しく宥し採るを加え、以て前過（以前の過ち）を収むべし。是こを用て尔に命じ、車騎大將軍・儀同三司・屯田捻監と爲す。」と。

〔第27行～第29行〕

公、下学上達³⁵し、窮通を壹心に信じ³⁶、己を約し操を持し（節操を保ち）、榮悴交りて二色無し³⁷。方に當に其の筋力を盡し、心を厥の務に悉し、吠畝（田の畦や畝）に厲精し（励み）、農功に趨走（奔走）し、誓いて丹誠（真心）を竭し、大造（大きな功業）に奉酬（答える）すべきに、不幸にして疾に邁い、奄然として（にわか）に長逝す。建徳三年（574）十月十七日を以て、私第に薨る。春秋七十有五。四年（575）三月五日を以て、中原郷に卜兆す（占って埋葬地を決めた）。詔して使持節・驃騎大將軍・開府儀同三司・大都督・浙洛豐三州諸軍事・三州刺史・荊州南陽郡開國公・邑壹千戸を贈らる。諡して恭と曰う。諸子悲號し、哀しみ深く窮働す。几筵（親の席）に奉侍し、復た温清の日非ず、鶏鳴きて感な盟い、永く晨昏の養を絶つ³⁸。陵谷の相い買り、黷猷（すぐれた謀）の傳わらざるを懼る。

〔第30行～第35行〕

乃ち銘を作りて曰く、晉粵れ大夫、漢惟れ梁相、基を承け緒を接ぎ、其の風は以て亮たり。廣く益ます賢を稱えられ、文を宣はし武を暢ばし、矧乃んや伊の人、斯の民望に接す。厥れ初めて州佐たるや、名は陳頽より重く、功は邦部に移り、化は傍隣に及ぶ。牀を桂〔挂〕けて政を表し、魚を懸

けて晨に有り³⁹, 爰に茲の刺擧たるや, 境域仁を稱う。氏夷夏を滑し⁴⁰, 我が疆域に反くも, 豊馬曉に塵し, 單牛夜に出づ⁴¹。斯の妖寇を殲すこと, 曾ち旬日に匪ず, 應變神の若きこと, 寔に名實を資す。曩昔(その昔)帷を褰げ⁴², 威を岐部に枕め, 狭斜に遵わしめ⁴³, 形を廣柳に潜む⁴⁴。青松術を界て(道を隔て), 白楸朽ち易く, 此の佳城(墓地)に鬱り, 營魂(靈魂)は永久たり。孺子の故人, 延陵の信士, 寶劔を方に懸け, 單醪を萃止す⁴⁵。平生の壮志, 今蒿里(泰山の南の山・墓地の意)に旋り, 空しく素車(喪に用いる白木の車)を悲しみ, 斯の行くに従う。逕は賓騎稀にして, 荒蹊(荒れ果てた小道)は通ずるを罷め, 宿草(一年経った草)將に蔓らんとし, 幽明同じからず。羈栖(旅住まい)の獨鶴, 颯颯(飛び上がる)の雙[隻]鴻, 孤墳の夜月, 寒松の曉風。世子は金剛⁴⁶。次子は山相。次子は石柱。次子は玉良。次子は鐘柱。

【語釈】

- 1 「大周驃騎大將軍……大都督□南陽郡開國公墓誌」の欠字部分には「故」が入ると考えられる。北周の墓誌中では, 田弘墓誌¹⁹「大周……襄州刺史故雁門公墓誌」に同様の事例が見られる。
- 2 「代郡大平縣」: 代郡太平県のこと。『魏書』卷百六上・地形志上・恒州の条に代郡の領県として平城・太平・武周・永固の四県があげられている。北周の墓誌では, 「太」という字は, 宇文泰の諱である泰(太)を避けて, 「大」としている。代郡は北魏恒州の治所であり, 北魏の洛陽遷都以前の首都であった平城のことである。現在の山西省大同市。
- 3 「因國命氏」: 春秋時代に楚に滅ぼされた羅国をさしている。羅国は湖北省宜城縣の東北にあった。『元和姓纂』卷五・羅氏の項には, 「祝融之後, ……初封宣城, 徙岷江。周末居長沙。(祝融の後, ……初め宣城に封ぜられ, 岷江に徙る。周末, 長沙に居す。)」とある。叱羅氏は実際には胡族出身である。北魏時代に羅氏を称したので²⁰, 漢族の羅氏の始祖伝説を取り込んだものと考えられる。
- 4 「羅勇」の名はこの墓誌にしか見えず, 春秋時代の晋の大夫であった事以外は不明である。「羅瓌」の名は『元和姓纂』卷五・羅氏の項に「漢有梁相羅懷(漢に梁相羅懷有り)」とあり, 漢代の封国であった梁の宰相であったことは分かるが, それ以上のことは不明である。
- 5 「西部護軍」: 護軍は北魏の太安三年(457)まで主に胡族がいる地域に設置された地方官。西部護軍の詳細は不明であるが, 胡族統治官として代郡付近に設置されたと考えられる²¹。
- 6 「梁州刺史」: 治所は仇池郡。現在の陝西省礼県の南。ただし, 実際に叱羅珍業が梁州刺史に就任したかどうかは不明。贈官の可能性もある。
- 7 「恒州刺史」: 治所は代郡(平城)。孝文帝の洛陽遷都後, 設置された。現在の山西省大同市。「楊鈞」は北魏末期の弘農の楊氏。恒州刺史の後, 懷朔鎮將となり, 破六韓拔陵の叛乱の際に死亡した。『周書』卷二二・楊寬伝に記載がある。
- 8 「從事」: 從事は刺史の属官。北魏では, 多くの場合, その土地の優秀な者を抜擢した。
- 9 「延思」: 東晋の陳頴の字。元帝期に梁州刺史となり善政を布いた。『晋書』卷七一・陳頴伝参

照。

- 10 「尔朱天柱」：爾朱兆。『魏書』卷七五に伝がある。爾朱栄の従子。爾朱兆が天柱大將軍に任命されたことから、爾朱天柱としている。
- 11 「趙郡」：北魏定州下の郡。治所は平棘。現在の河北省趙県にあたる。「上郡」：東夏州下の郡。現在の陝西省榆林東南。しかし、他の地名と著しく距離が離れており、東夏州の上郡をさしているかどうか不明。瞿文は、東夏州が爾朱氏の勢力範囲であったことからこの地に比定している。「上党」：北魏并州下の郡。現在の山西省上党。「建州」：治所は高都郡。現在の山西省高平の南。「懷州」：治所は河内郡。現在の河南省沁陽。「烏蘇鎮」：北魏并州郷郡銅鞮縣付近の鎮。現在の山西省沁県の南西。「大行臺」：北魏末期に設置されるようになった複数の州を統括する地方長官。
- 12 「弘羊」：「羊」は「羊」の別字。漢の桑弘羊のこと。前漢武帝・昭帝時代の財政官僚。暗算が得意だった。塩鉄の専売などを行い、財政の建て直しに励んだ。『史記』卷三十・平準書参照。
- 13 瞿文は、「公威」を「威公」の誤りであるとしている。『三国志』蜀書卷四十・楊儀伝に、「楊儀，字威公，……亮數出軍，儀常規畫分部，籌度糧穀，……軍戎節度，取辦於儀。（楊儀，字は威公，…亮，數ば軍を出し，儀，常に分部を規畫し，糧穀を籌度し，…軍戎の節度は，取りて儀に辦す。）」とあり，叱羅協が軍糧を検校したことと対応する記事がある。瞿文に従うべきである。
- 14 「北津州刺史」：所在地不明。本伝には肆州刺史となったことが記されており，このことをさしていると考えられる。肆州の治所は九原。現在の山西省忻県。
- 15 「如羊之馬，故無入廄之期，似粟之金，素絶經懷之意」：地方官として清廉潔白であることの喩え。出典は『後漢書』列伝五五・張奐伝「使馬如羊，不以入廄，使金如粟，不以入懷。（馬をして羊の如くせしめ，以て廄に入れず，金をして粟の如くせしめ，以て懷に入れず。）」
- 16 「幼安」：後漢の管寧の字。隱逸の士として名高かった。『三国志』魏書卷十一・管寧伝参照。
- 17 「陳琳」：後漢の曹操に仕え，司空軍謀祭酒となった。文人として名高く，建安の七子に数えられた。叱羅協が東閣祭酒となったこととかけている。『三国志』魏書卷二一・陳琳伝参照。「德祖」：弘農楊氏の楊脩の字。後漢の曹操に仕え，丞相主簿となった。才智の士として有名。叱羅協が丞相宇文泰の主簿となったこととかけている。『後漢書』列伝四四・楊脩伝参照。
- 18 「河橋之勳」：大統四年（538）八月宇文泰は東征を行い，洛陽付近の河橋で東魏軍と戦い敗れた。
- 19 「漂姚校尉」：「漂」は「票」の誤り。前漢の霍去病のこと。霍去病は衛青のもとで票姚校尉となり，功績を立てて冠軍侯となった。『漢書』卷五五・霍去病伝参照。
- 20 「自簪裾盛府十有五載」：「簪裾」は官吏の服装のこと。ここでは，西魏に仕えて約15年の間，丞相府で活躍したという意味。叱羅協が丞相府の幕僚だった時期は537年から551年までである。
- 21 「大祖」：北周の太祖宇文泰のこと。西魏の丞相。生没年507～556。『周書』卷一・二に本紀が

ある。

22 「魏文帝」：元寶炬。西魏の二代皇帝。在位535～551。『北史』巻五・魏本紀五参照。

23 「南岐州刺史」：治所は固道郡。現在の陝西省徽県の東。漢中と長安を結ぶ要衝。

24 「興州刺史」：治所は順政郡。現在の陝西省略陽。「楊辟邪」：西魏の東益州刺史。氏族の酋長。

『周書』巻四九・氐伝では、楊辟邪は東益州刺史となっており、興州刺史となったことは記されていない。しかし、『元和郡縣圖志』巻二二・山南道三に「廢帝二年，改東益州爲興州（廢帝二年，東益州を改め興州と爲す）」とあり、西魏の廢帝二年（553）に東益州が興州と改名されたことがわかる。叱羅協墓誌はそれを踏まえて、「興州刺史楊辟邪」としている。

25 廢帝二年（553）に行われた西魏の四川進攻のこと。「大師蜀國公」：「大師」は「太師」のこと。平蜀に功績のあった尉遲迥をさしている。尉遲迥は武成元年（559）に蜀国公となり、建徳元年（572）に太師となった。『北史』巻六二・尉遲迥伝参照。「行軍長史」：行軍元帥府長史のこと。しかし、この時尉遲迥は、大將軍の立場で出兵しており、行軍元帥ではない。行軍元帥は北周時代におかれるようになった。本伝には、「仍爲大將軍尉遲迥長史，率兵伐蜀。（仍りて大將軍尉遲迥の長史と爲り，兵を率いて蜀を伐つ。）」とある。長史は將軍府幕僚のトップ。「涪水」：本伝によると、叱羅協はこのとき潼州に鎮している。涪水は潼州の西南を流れる川。

26 「賜姓」：叱羅協は恭帝三年（556）、平蜀の功績によって、宇文姓を賜与された。「分封金剛」：本伝では保定二年（562）のこととされている。

27 「軍司馬」：夏官府。軍司馬中大夫。正五命。大司馬の部下。兵事を掌った。「御正」：天官府。御正中大夫。正五命。詔勅の起草・軍国の大事などを参議した²²。「司會」：天官府。司會中大夫。正五命。『周書』巻三五・薛善伝に「遷司會中大夫，副總六府事。（司會中大夫に遷り，六府の事を總べるを副く。）」とあり，司會中大夫が天官の長である大冢宰のもとで，六府を統べるのを補佐したことがわかる。「六府」：『周禮』を参考にして作られた北周の官制。天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官府からなっていた。保定元年（561）以後，天官は地官以下の五官を総べた。

28 「忝參」：皇族と姻戚関係になることか。本伝には，宇文氏を賜った叱羅協が，皇族と婚姻を結ぶために，宇文氏の返上を願い出たという記事がある²³。叱羅協の嫡子の叱羅金剛と武帝の弟宇文儉の娘が婚姻したことは，北周「宇文儉墓誌」に記載されている²⁴。

29 「大祖遺旨」：「遺旨」は遺言・遺囑・前人の深い旨意。『周書』巻十一・宇文護伝に見られる太祖宇文泰の遺言には，該当する箇所はない²⁵。本稿では宇文泰の生前の深い考えという意味に解釈した。「遺旨」によって叱羅協が羅氏ではなく叱羅氏に戻ったことを考えると，宇文泰が行った胡姓復活政策のことをさしていると考えられる²⁶。

30 「中外府長史」：都督中外諸軍事府長史。都督中外諸軍事府の幕僚のトップ。都督中外諸軍事は，中央・地方の軍隊を一括指揮する官職。保定元年（561），大冢宰宇文護は正式に都督中外諸軍事となり，内政・軍事の両権を手中に収め，独裁を強めた。

- 31 建徳元年（572）三月，大冢宰宇文護は武帝によって誅殺され，叱羅協も連座して失脚した。
- 32 「三階」：三台・三公。北周時代では，太師・太傅・太保のこと。しかし，叱羅協は三公にはなっていない。おそらく，それにつぐ三孤（少師・少傅・少保）になったことをさしている。「九等」：九等爵。北周宇文護時代は，封爵では国公・郡公・県公が正九命であった。また，勲官では柱国大將軍・大將軍が正九命だった。叱羅協は，郡公・柱国大將軍になっている。
- 33 「梁趙」：前漢の景帝に愛された梁王武と前漢の高祖に寵愛された趙王如意のこと。ともに皇帝に愛され，一時後継者と目された。『漢書』巻八十・淮陽憲王劉欽伝に用例がある。「何鄧」：後漢末期に靈帝の外戚として権力をふるった何進と，後漢の和帝の外戚として勢威をふるった鄧騭のこと。『後漢書』列伝五九・何進伝，『後漢書』列伝六・鄧騭伝参照。
- 34 「失旦」：一度失敗しても，再び機会を与えること。出典は『三国志』呉書巻五四・周瑜伝「使失旦之雞，復得一鳴。（失旦の雞をして，復た一鳴を得さしむ。）」
- 35 「下學上達」：手近な所から学びはじめ，高度な学に達すること。出典は『論語』憲問第十四。
- 36 「窮通」：困窮と栄達。出典は『莊子』讓王「古之得道者，窮亦樂，通亦樂，所樂非窮通也。（古の道を得る者，窮してもまた楽しみ，通してもまた楽しみ，楽しむ所窮通に非ざるなり。）」
- 37 「榮悴交無二色」：榮枯盛衰があっても二心を抱かなかったという意味。出典は『後漢書』列伝六・鄧禹伝の論「榮悴交而下無二色。（榮悴交りて下に二色無し。）」
- 38 「温清之日」：父母に対する子の礼。冬は暖かくし，夏は涼しくし，夕べにその席を定め，朝にはその安否を省みること。出典は『礼記』曲礼上。「鷄鳴威盥」：父母・舅姑に仕える礼。一番鷄が鳴いたら，みな起床して手や顔を洗い，身なりを整えて父母に会う。出典は『礼記』内則。
- 39 「桂牀」：「牀」は「榻」と同義語で腰掛けの意味。「桂」は「挂」の誤字。「挂榻」と同じ意味である。後漢の陳蕃が楽安太守であった時に，友人の徐穉以外は腰掛けを片付けて有力者や賓客に接しなかった故事。清廉潔白の喩。『後漢書』列伝五六・陳蕃伝参照。「懸魚」：清廉潔白な地方官をいう。出典は『後漢書』列伝二一・羊統伝。後漢の羊統が廬江太守だった時，役人で生魚を献ずるものがあつたが，その魚を庭にかけて戒めたことからきている。
- 40 「猾夏」：中国を乱すこと。出典は『尚書』虞書巻三・舜典「蠻夷猾夏（蠻夷夏を猾す）」。
- 41 「豊馬」：出典不明。次の語句の「單牛」が田単をさしているとする，「豊」も人名の可能性があるが，典拠を見つけることができなかった。「單牛」：戦国時代斉の田単が牛に松明をつけて夜に燕軍にむけて放つた故事を踏まえている。『史記』巻八二・田単伝参照。
- 42 「褰帷」：車の日よけをかかげること。後漢の賈琮が刺史になって任地に赴く際に，人々の様子を知るため車の帷をかかげて見回ったことをさす。『後漢書』列伝二一・賈琮伝参照。
- 43 「狭斜」：狭く曲がりくねった道。斜谷道のことか。前漢の王尊は，益州刺史になった際に，前任者が逃げ出すほどの険しい道を通り，任地内を見て回った。『漢書』巻七六・王尊伝参照。
- 44 「廣柳」：広柳車。喪に用いる大車。項羽の旧臣の季布は，劉邦から逃れるため朱家の奴隷に扮し身を広柳車に隠した。『史記』巻百・季布伝参照。

45「延陵信士，寶劍方懸」：春秋時代呉の季札の故事。季札は呉王の第四子であり，王位を辞退して延陵に封ぜられた。各国を歴訪した際，徐国の君主が季札の剣を欲したのを知り，その帰途に剣を贈ろうとしたが，徐国の君主が既に死んでいたため，その墓の木に剣を掛けて帰った。『史記』卷三一・呉太伯世家参照。「孺子故人，……單醪萃止」：孺子は徐禰の字。「醪」は濁り酒。「萃止」は集まる・集めるの意。『後漢書』列伝四三・徐禰伝には，推薦者の黄瓊が死去した際に，徐禰が雞酒を設けて薄祭し，名前を告げずに立ち去ったという記事がある。ともに信を重んずる喩え。

46「金剛」：本伝及び「宇文儉墓誌」によると，叱羅金剛は保定二年（562）に顯武県開国侯に封ぜられ，天和元年（566）から天和六年（571）の間に，宇文儉の娘を娶った。叱羅協が建徳三年（574）に没するとその後をつぎ，建徳七年（578）までの間に顯武県開国公となった。彼の生没年・官歴は不明。次子の山相以下については詳細不明である。

三、正史と墓誌にみる叱羅協像の違い

1. 西魏以前及び西魏時代の叱羅協像について

叱羅協墓誌の一行目から十七行目までは，本伝の前半部と同じく，宇文護に仕える前の事績である。西魏以前及び西魏時代の本伝と墓誌の違いを見ていくと，まず本伝には，

恆州刺史楊鈞擢爲從事。及魏末，六鎮騷擾，客於冀州。冀州爲葛榮所圍，刺史以協爲統軍，委以守禦。俄而城陷，協沒於榮。榮敗，事汾州刺史爾朱兆，頗被親遇，補録事參軍。兆爲天柱大將軍，轉司馬。兆與齊神武初戰不利，……兆死，遂事竇泰，泰甚禮之。泰爲御史中尉，以協爲治書侍御史。……泰死，協亦見獲。太祖……授大丞相府東閣祭酒・撫軍將軍・銀青光祿大夫。恆州刺史楊鈞，擢きて從事と爲す。魏末に及び，六鎮騷擾し，冀州に客す。冀州葛榮の圍む所と爲り，刺史（元孚），協を以て統軍と爲し，委ぬるに守禦を以てす。俄にして城陥つ，協，榮に没す。榮敗れ，汾州刺史爾朱兆に事え，頗る親遇を被り，録事參軍に補せらる。兆，天柱大將軍と爲るや，司馬に轉ず。兆，齊神武（高歡）と初めて戦いて利あらず，……兆死し，遂に（東魏の）竇泰に事える，泰甚だ之を禮す。泰，御史中尉と爲り，協を以て治書侍御史と爲す。……泰死し，協もまた（西魏に）獲えらる。太祖……大丞相府東閣祭酒・撫軍將軍・銀青光祿大夫を授く。

とあり，叱羅協が楊鈞・冀州刺史（元孚）²⁷・葛榮・爾朱兆・竇泰の五人に仕え，西魏の捕虜となったため宇文泰に仕えるようになったことが記されている。しかし，墓誌には，楊鈞に抜擢された後，爾朱兆に仕え，その後自ら西魏に仕えたような記述をしている。また，本伝には西魏仕官後のこととして，

太祖頗委任之。然猶以其家屬在東，疑其有戀本之望。及河橋戰不利，協隨軍而還。太祖知協不貳，封冠軍縣男，邑二百戶。

太祖頗る之を委任す。然れども猶お其の家屬東に在るを以て，其の戀本の望有るを疑う。河橋

の戦い利あらざるに及び、協、軍に隨いて還る。太祖、協の貳あらざるを知り、冠軍縣男に封ず、邑は二百戸。

とあり、西魏仕官後も当初は十分な信頼を得ていなかったことが記されている。これらの本伝の記事は、叱羅協にとって不名誉なことであるため、墓誌に記されなかったと考えてよい²⁸。しかし、これらの墓誌に見えない本伝の記事から、叱羅協が楊鈞や爾朱兆・竇泰などにも重んじられ、また、宇文泰に疑われながらも信任を受けた優秀な人物であったことがわかる。

一方、墓誌にあって本伝に全く存在していない記事もある。それは、叱羅協の祖父・父の事績である。本伝は叱羅協の出自について「少寒微」と記すのみである。しかし、墓誌によると、叱羅協の祖父は代郡付近の胡族を統括する西部護軍となっており、父は代郡太守となっている。また叱羅協自身、恒州の従事で起家しており、本伝に見られるように大統九年（543）に恒州大中正を授けられている。そもそも叱羅氏は、北魏の建国当初から北魏末まで活躍している一族なのであり、単純に叱羅協の出自を「寒微」と片付けることはできない²⁹。叱羅協が本伝で「少寒微」とされた理由として、叱羅協の幼少時に父が死亡し零落していたという可能性が考えられる。しかし、叱羅協が冀州に移動した後、冀州刺史の元孚が叱羅協を統軍に抜擢したことをみると、到底零落していたとは考えられない³⁰。本伝は「寒微」とするのみだが、墓誌の記述や叱羅協の官職などを合わせ考えると、叱羅協が代郡に影響力を持った一族の出自であることは明白である。

西魏に仕え宇文泰の信任を得た後の叱羅協に関しては、墓誌と本伝の間に大きな違いは見られない。本伝・墓誌ともに西魏の大丞相府における叱羅協の官職を述べ、宇文泰に信任されたことを記している。そのことは、墓誌では八行目から十三行目にかけて詳述されており、本伝には、

協歴仕二京，詳練故事。又深自克勵，太祖頗委任之。

協，二京に歴仕し，故事に詳練す。又深く自ら克勵し，太祖頗る之を委任す。

とある。また、大統十七年（551）以後の漢中・四川進攻に関しても、墓誌では十三行目から十六行目にかけて叱羅協の勇猛さが記されており、本伝にも、

初太祖欲經略漢中，令協行南岐州刺史。……時東益州刺史楊辟邪據州反。二年協率所部兵討之，軍次涪水。……協乃將兵四百人守硤道，與賊短兵接戰，賊乃退避。辟邪棄城走，協追斬之，羣氏皆伏。……仍爲大將軍尉遲迴長史，率兵伐蜀。……迴令協行潼州事。時有五城郡氏酋趙雄傑等扇動新・潼・始三州民反叛，……同逼州城。城中糧少，軍人乏食。協，撫安内外，咸無異心。

初め太祖漢中を經略せんと欲し，協をして南岐州刺史を行わしむ。……時に東益州刺史楊辟邪州に據りて反す。（廢帝）二年，協，部する所の兵を率いて之を討ち，軍涪水に次す。……協，乃ち兵四百人を將いて硤道を守り，賊と短兵もて接戦し，賊乃ち退避す。辟邪，城を棄てて走り，協追いて之を斬り，羣氏皆な伏す。……仍りて大將軍尉遲迴の長史と爲り，兵を率いて蜀を討つ。……迴，協をして潼州の事を行わしむ。時に五城郡氏酋趙雄傑等，新・潼・始三州の民を扇動し反叛する有り，……同に州城に逼る。城中糧少く，軍人食に乏し。協，内外を撫安

し、威な異心無し。

とあるように、叱羅協の活躍が載せられている。

総じてみると、西魏仕官以前の経歴及び父祖については違いがあるものの、叱羅協の能力に関しては、墓誌・本伝ともにほぼ一致しており、楊鈞・爾朱兆などに仕えて良吏として励み、宇文泰に仕えてからも丞相府幕僚及び地方官として活躍したというものである。では、北周時代における叱羅協像については墓誌と本伝でどのような違いがあるのだろうか。

2. 北周時代の叱羅協像の違い

北周時代の叱羅協像は本伝と墓誌とで大きな違いが生じている。本伝には、

晉公護既殺孫恆・李植等，欲委腹心於司會柳慶・司憲令狐整等。慶・整並辭不堪，俱薦協。……護遂徵協入朝。既至，護引與同宿，深寄託之。協欣然承奉，誓以軀命自効。護大悦，以爲得協之晚。……常在護側，陳說時事，多被納用。……晉公護以協竭忠於己，每提獎之。晉公護，既に孫恆・李植等を殺し，腹心を司會柳慶・司憲令狐整等に委ねんと欲す。慶・整並びに堪えずと辭し，俱に協を薦む。……護，遂に協を徵して入朝せしむ。既に至るや，護，引きて與に宿を同じくし，深く之に寄託す。協，欣然と承奉し，誓うに軀命もて自ら効すを以てす。護，大いに悦び，協を得るの晩きを以爲う。……(協は)常に護の側に在り，時事を陳説し，多く納用せらる。……晉公護，協の忠を己に竭すを以て，毎に之を提獎す。

とあり、北周の実権を宇文護が掌握した時期に、叱羅協が柳慶・令狐整によって推薦され、宇文護に深く信任されたことが述べられている。本伝では、これに続けて、

世宗知其材識庸淺，每折之。數謂之曰「汝何知也。」猶以護所親任，難即屏黜，每含容之。

世宗，其の材識庸淺なるを知り，毎に之を折す。數しば之に謂いて曰く「汝何をか知るや。」猶お護の親任する所にして，即ちに屏黜し難きを以て，毎に之を含容（容認）す。

とあり、二代目皇帝の明帝（世宗）が、叱羅協の能力が低かったので退けようとしたが、宇文護が親任していたため仕方なく容認したことが記されている。また、叱羅協の容貌・性格を、

協形貌瘦小，舉措褊急。既以得志，每自矜高。……及其所言，多乖事衷。當時莫不笑之。……護以協年老，許其致仕，而協貪榮，未肯告退。

協は形貌瘦小にして，舉措褊急（短気）なり。既に志を得るを以て，毎に自ら矜高す。……其の言う所に及びては，多く事衷（情理）に乖る。當時之を笑わざるなし。……（天和六年頃）護，協の年老なるを以て，其の致仕を許すも，協，貪榮にして，未だ告退を肯んぜず。

として、外見が劣っており、浅学・驕慢で、年老いても地位に執着していたという記事を載せている。ここから浮かんでくるのは、宇文護に忠誠を誓った無能で驕慢な小人という叱羅協像である。

これに対し墓誌では、宇文護に抜擢されたことは記さず、孝閔帝元年(557)に軍司馬に就任し、御正・司会を歴任したことを述べ、能吏として賞賛している。また、宇文護に連座して除名された後、再び官についた時(574)の詔を載せ³¹、叱羅協が武帝にも評価されたことを記している。さ

らに、本伝になかった贈官「使持節・驃騎大將軍・開府儀同三司・大都督・浙洛豊三州諸軍事・三州刺史・荊州南陽郡開國公」と諡「恭」が載せられている。贈官の開府儀同三司は除名以前の柱国大將軍に比べるとニランク下ではあるが、建徳元年（572）に除名され、建徳三年（574）に車騎大將軍・儀同三司で復官してから時を経ていないことを考えると、叱羅協の評価が低くなかったことを示している。

以上のように、北周期の叱羅協については、本伝において無能な小人として描かれ、墓誌では武帝にも評価された有能な官吏として描かれており、その叱羅協像には大きな違いがあるのである。

四、叱羅協の実像

1. 叱羅協の実像

前章で述べたように、西魏時代の叱羅協像に関しては、本伝・墓誌ともにはほぼ一致しており、地方官および丞相府幕僚として有能で、さらに戦場でも勇猛な武人として描かれていた。しかし、北周時代の叱羅協像となると、本伝では宇文護に忠誠を誓った無能な小人としており、墓誌と本伝とで大きく異なってしまうのである。しかし、この叱羅協像には疑問がある。もし叱羅協が無能ならば、なぜ宇文泰に抜擢されたのだろうか。なぜ叱羅協は宇文護とともに殺害されず、除名後に復官することができたのだろうか。従来、叱羅協は宇文護期の腐敗人事の代表例として取り上げられてきた。しかし、果たしてそのような理解でいいのだろうか。叱羅協の能力評価は宇文護期に対する理解と結びついており、再検討を行う必要があるように思われる。

本伝には、次のような記述がある。

護誅，協除名。建徳三年，高祖以協宿齒，授儀同三司，賜爵南陽郡公，時與論說舊事。

護誅せられるや，協，名を除かる。建徳三年（574），高祖（武帝），協の宿齒なるを以て，儀同三司を授け，爵南陽郡公を賜い，時に與に舊事を論説す。

ここでは、「宿齒」を叱羅協の復官の理由としている。「宿齒」とは経験深い長老のことであり、単に老人のことをさしているわけではない。また、武帝が叱羅協と旧事を話し合ったことも記されており、武帝が叱羅協に対し嫌悪感を抱いていない様子がうかがえる。墓誌中の武帝の詔には、西魏北周に対する叱羅協の功績が述べられており、宇文護の下で働いたことは過ちであったが、反省していることから再び復官させるとしている。ここには、叱羅協の無能を責める言葉はない。墓誌には墓主を美化する目的があることから、叱羅協を非難する文章がないことは当然であるが、武帝の詔を改竄してまで叱羅協の美化をはかっているとは考えられない。なお、叱羅協墓誌の語釈28で見たように、建徳七年（578）に没した宇文儉（武帝の弟）の墓誌には、叱羅協の嫡子叱羅金剛と宇文儉の娘との婚姻が記されており、宇文氏との婚姻が破棄されていないことがわかる。

また、叱羅協以外で宇文護誅殺後に除名され、短期間の内に復官を果たした人物に陸逞がいる。彼は地方官としても中央の官僚としても優秀な人物であった。『周書』卷三二・陸逞伝には、

逞幹識詳明，歷任三府，所在著績。……晉公護雅重其才，表爲中外府司馬，頗委任之。……及

護誅，坐免官。頃之，起爲納言。

逞は幹識詳明にして，三府を歴任し，所在に績を著す。……晉公護，雅に其の才を重んじ，表して中外府司馬と爲し，頗る之を委任す。……護誅せらるるに及び，坐して官を免ぜらる。之より頃くして，起ちて納言と爲る。

とあり，宇文護の信任を得たことが記されている。彼は宇文護に連座して除名されたが，その優秀性によって短期間で復官したのである³²。同じく宇文護の信任が厚く，宇文護誅殺時に除名された馮遷は、『周書』卷十一・宇文護伝附馮遷伝の中で，西魏時代の軍功・良政の記事に続けて，

孝閔帝踐阼，入爲晉公護府掾。……遷性質直，小心畏慎，雖居樞要，不以勢位加人。兼明練時事，善於斷決。每校閱文簿，孜孜不倦，從辰逮夕，未嘗休止。以此甚爲護所委任。

孝閔帝踐阼するや，入りて晉公護府の掾と爲る。……遷は性質直，小心畏慎にして，樞要に居ると雖も，勢位を以て人に加えず。兼ねて時事に明練し，斷決に善し。毎に文簿を校閲し，孜孜として倦まず，辰より夕に逮ぶまで，未だ嘗て休止せず。此を以て基だ護の委任する所と爲る。

と記され，宇文護の幕僚になった後も職務に励む良吏として評価されているのである。この他にも宇文護は李昶や元暉・薛善などの優秀な人物を側近としている³³。これらのことから，本伝に見られる叱羅協評価が妥当でない可能性がみえてくる。

叱羅協が北周において歴任した官職は，軍司馬中大夫（軍事行政の次官級）・御正中大夫（皇帝の補佐）・司会中大夫（六府の統括）・宇文護の柱国大將軍府長史（首席幕僚）・都督中外諸軍事府長史（首席幕僚）などであり，どれも行政・軍事を円滑に運営するために欠かせない官職である。宇文護時代に叱羅協が就任した官職の内，司会中大夫は大冢宰の下で六府を統括する官であり，軍司馬や御正以上に官僚としての能力が問われる官職である。そのような重要な官職に，宇文護の側近であるとはいえ無能な人物をつけるであろうか。例としてこの司会中大夫に就任した人物を表にまとめてみた（表「宇文護期司会中大夫就任者表」参照）。これをみると，司会中大夫に就任したのはいずれも文武両面で活躍した人物ばかりである。このことから，宇文護が司会中大夫に優れた人物を抜擢していることがわかる。実際，叱羅協が職務上において失敗したという記事は本伝にも記されていないのである。

また，叱羅協の墓の規模は北周最大級であり³⁴，墓誌の大きさも 73.3 cm 四方である。これは，武帝の「孝陵誌」の一辺 85 cm や「賀蘭祥墓誌」の一辺 86 cm につぎ，「宇文儉墓誌」の一辺約 73 cm や「田弘墓誌」の一辺約 72 cm とほぼ同サイズである³⁵。つまり宇文護誅殺後も叱羅協の墓誌は，皇族や柱国クラスと同格の扱いを受けていたのである。

このように，本伝や墓誌にみられる西魏・北周における能吏という評価や，ともに宇文護の側近であった人々の能力，墓・墓誌の規模や贈官・諡の面で厚遇を受けていることをあわせ考えると，叱羅協は宇文護時代にあっても優秀な官僚として活躍していたと考えるべきである。

ここで問題となるのが，明帝の叱羅協評価「材識庸淺」である。叱羅協が優秀な官僚であったと

表 宇文護期司会中大夫就任者表

官職名	人名	任職年代	性格・能力	親族・出身	護との関係（護の幕僚）	出典
司会中大夫	崔猷	武成二年(560)	閑雅・鯁正	博陵崔氏	娘が護の養女となる	『周』35崔猷伝
	叱羅協	保定元年(561)	恭謹・凡識	代郡叱羅氏	護の信任（中外府長史）	『周』11叱羅協伝
	豆盧永恩	保定元年(561)	識度・有功	兄：豆盧寧	子の通が護の幕僚	『周』19豆盧永恩伝
	宇文深	保定初	器局・仁愛	兄：宇文測	特になし	『周』27宇文測伝
	韓褒	保定二年(562)	忠厚・遠略	昌黎韓氏	特になし	『周』37韓褒伝
	柳慶	保定三年(563)	聰敏・抗直	河東柳氏	護の腹心となるのを断る	『周』22柳慶伝
	薛善	保定年間？	閑静・慰撫	河東薛氏	護の信任（中外府司馬）	『周』35薛善伝
	崔猷	保定年間？	閑雅・鯁正	博陵崔氏	娘が護の養女となる	『周』35崔猷伝
	于翼	天和初(566)	文武の任	父：于謹	形式的に崇重	『周』30于翼伝
	豆盧勣	天和二年(567)	才略・惠政	父：豆盧永恩	弟の通が護の幕僚	『隋』39豆盧勣伝
	李綸	天和四年(569)	文武才用	父：李弼	父が護に協力	『周』5武帝紀上・李綸墓誌
	陸逞	天和四年(569)	文雅・惠政	兄：陸通	護の信任 (後：中外府司馬)	『周』32陸逞伝
	叱羅協	天和六年(571)	恭謹・凡識	代郡叱羅氏	護の信任（中外府長史）	叱羅協墓誌
	侯莫陳凱	天和中	政績あり	兄：侯莫陳崇	兄の崇が死を迫られる	『周』16侯莫陳崇伝
梁睿	天和年間？	有功・威惠	父：梁禦	特になし	『隋』37梁睿伝	

王仲榮『北周六典』（中華書局1979年）を参考とし『周書』『隋書』墓誌史料などによって補正して作成した。
『周』：『周書』 『隋』：『隋書』

叱羅協墓誌：負安志編『中国北周珍貴文物』（陝西人民美術出版社1993年）

李綸墓誌：劉合心・呼林貴「北周徒何綸志史地考」（『文博』2002—2 総107）

するならば、この評価はどのように理解すればいいのだろうか。これは明帝の個性や政治姿勢をみれば合理的な解釈を下すことができる。明帝期の政治の特徴は、麟趾殿の開設や儒者の尊重などのように、文治主義的政治を展開した点にある³⁶。そのため明帝は『周書』巻四一・王褒伝に、

世宗即位、篤好文學。時褒與庾信才名最高、特加親待。

世宗即位し、篤く文學を好む。時に（王）褒と庾信と才名最も高く、特に親待を加えらる。とあるように³⁷、その政治姿勢により、人物評価の際に文学・儒学などの古籍に対する知識を重視していた。それに対して、叱羅協は本伝や墓誌を見る限り、文学的教養と無縁であり、評価されている点も官吏としての能力や武人としての活躍である。叱羅協はいわば武人官僚であり、儒学・文学に対する理解は浅かったと考えられる³⁸。明帝は、そのような人物が御正となり皇帝の補佐を行なうことに不快感を覚え、叱羅協を「材識庸淺」と評したのではないだろうか。

これらのことから叱羅協は、文人的教養は欠くとしても職務に励む優秀な武人官僚であり、西魏北周を通じて宇文泰や宇文護・武帝に高く評価された人物であると結論づけることができる。では、なぜ叱羅協は正史において低く評価されたのだろうか。その答えは宇文護と叱羅協の関係にある。

2. 叱羅協と宇文護の関係

叱羅協と宇文護の関係はどのようなものだったのか。前節で見たように、本伝には叱羅協が宇文護に忠誠を誓うとともに、宇文護も叱羅協を信任していたことが記されている。また、叱羅協が北周期に就任した官職を見ると、護府長史・司会中大夫・都督中外諸軍事府長史のように、宇文護を補佐する官職が多い。宇文護誅殺時に連座して除名されたことや、墓誌中の武帝の詔に叱羅協と宇文護との関係が記されていることから、宇文護と叱羅協が密接な関係にあったことは間違いない。

しかし、墓誌はできるだけ宇文護との関係を薄くみせようとしている。例えば叱羅協の封爵は、本伝では大統四年（538）に冠軍県男を授けられ、大統九年（543）に冠軍県伯、宇文護に抜擢された孝閔帝元年頃（557）に冠軍県公に進んだとある。一方、墓誌では大統三年（537）に莎泉県伯、大統四年（538）に冠軍県公を授けられたことになっている。しかし、封爵は県男から徐々に進んでいくのが一般的であり、また、大統元年（535）には楊紹が冠軍県公となっており、大統三年（537）に帰順したばかりの叱羅協が大統四年（538）に冠軍県公を授けられたと考えることはできない³⁹。子の金剛の封爵も墓誌では西魏中に授けられたかのようにしているが、本伝では保定二年（562）のこととなっている。叱羅協の官歴についても、墓誌は宇文護の府司馬に就任したことを記していない。このように墓誌では、冠軍県公の封爵授与の時期を宇文護期から西魏時代にずらし、官歴も一部省略し、宇文護の側近というイメージを弱めようとしている。これは叱羅協墓誌が宇文護誅殺後の武帝親政期に作成されたため、宇文護の治世を称えるわけにいかず、宇文護との関係を薄くみせる必要があったことを表している。このことは、宇文護の側近として司会・中外府司馬を歴任し、宇文護誅殺時に一時除名された陸逞の「神道碑」に、宇文護との関係が一切記されていないことから推察できる⁴⁰。

宇文護は武帝によって誅殺され、その治世も北周建国に功績があったことを除いて、完全に否定されている。宇文護誅殺の翌日に出された武帝の詔⁴¹には、

太師・大冢宰・晉公護，地寔宗親，義兼家國。爰初草創，同濟艱難，遂任總朝權，寄深國命。……護志在無君，義違臣節。懷茲蠱毒，逞彼狼心，任情誅暴，肆行威福。朋黨相扇，賄貨公行，所好加羽毛，所惡生瘡痍。……遂使戶口凋殘，征賦勞劇，家無日給，民不聊生。

太師・大冢宰・晉公護，地は寔に宗親にして，義は家國を兼ねる。爰に初め草創より，共に艱難を濟い，遂に任は朝權を總べ，寄は國命に深し。……護，志は君を無みず在り，義は臣節に違ふ。茲の蠱毒を懷き，彼の狼心を逞し，情に任せて誅暴し，行を肆にし威福（権威をかさに圧迫すること）す。朋黨は相い扇り，賄貨は公に行われ，好む所は羽毛を加え，惡む所は瘡痍を生ず。……遂に戶口をして凋殘ならしめ，征賦をして勞劇ならしめ，家，日びに給する無く，民，生を聊しまず。

とあり、宇文護の専横を激しく批判している。この武帝の宇文護観を『周書』も踏襲しているのである。叱羅協は、この否定された宇文護の側近であったため、本伝において寒微の出自であるとされ、あたかも無能な小人であるかのように記されたのである⁴²。

しかし、ここで注目すべきことは、叱羅協と宇文護の関係は密接なものであったが、その抜擢に腐敗的要素は見られないということである。前節で見たように叱羅協は優秀な武人官僚であり、中府長史や司会などの要職につき、能吏として活躍していた。また、宇文護が叱羅協を側近に抜擢したのは宇文護の実権掌握後であり、柳慶らの推薦がきっかけである。宇文護の「協を得るの晩きを以爲う。」という発言にあるように、宇文護と叱羅協に西魏時代からつながりがあったわけではない。また、叱羅協から賄賂などの働きかけを行って抜擢されたわけでもない。このことは、叱羅協と宇文護の癒着や人事の腐敗を意味しておらず、むしろ公正な人材抜擢の結果であったことをうかがわせる。従来、宇文護の人材抜擢に関しては、『周書』巻十一・宇文護伝に、

凡所委任，皆非其人。兼諸子貪殘，僚屬縱逸，恃護威勢，莫不蠹政害民。

凡そ委任する所，皆な其の人に非ず。兼ねて諸子貪殘にして，僚屬縱逸し，護の威勢を恃み，政を蠹み民を害さざるなし。

とある記事などをもとに⁴³、適材適所でなく、腐敗人事が行なわれたとされてきた。しかし、本稿によって、腐敗人事の代表格とされた叱羅協が優秀な人物であり、その抜擢にも腐敗的要素が見られないことが明らかとなった。さらに宇文護が司会中大夫などに優秀な人物を抜擢していることを合わせ考えると、従来の宇文護時代像を見直す必要があることは明らかである。

五、終わりに

以上、近年発見された叱羅協墓誌と正史の叱羅協伝における叱羅協像の違いに着目し、叱羅協の実像について様々な角度から考察してきた。その結果、叱羅協は、西魏北周を通じて宇文泰や宇文護・武帝に評価された優秀な武人官僚であったこと、しかし、北周前半期に実権を握っていた宇文護の側近であったため、正史において低い評価が与えられてしまったことが明らかとなった。

このことは、従来の宇文護時代像を再検討する必要があることを示している。宇文護時代の実態はどのようなものだったのか、宇文護時代から武帝親政への移行は北周にとってどのような意味を持っていたのか。これらは北周の全体像を捉えなおし、西魏北周から隋への変化を解明するために欠かすことのできない重要な問題であり、今後の課題としたい。

註

- ¹ 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿・唐代政治史述論稿』（生活・読書・新知三聯書店2001年 初出1944年）。「閩隴集團」とは、西魏の実権を握った宇文泰に従って西遷し閩隴地方（現在の陝西省・甘肅省）一帯に拠った胡族と、それと結んだ土着の漢族のことである。陳氏は、この「閩隴集團」が西魏北周から隋・唐初にかけて政権の中核となっていたと指摘した。
- ² 代表例としては、布目潮風『隋唐史研究—唐朝政権の形成』（同朋舎1968年）や吉岡真「北朝・隋唐支配層の推移」『岩波世界講座 世界歴史9 中華の分裂と再生3—13世紀』（岩波書店1999年）などがあげられる。
- ³ 諸制度の中でも特に府兵制に関する研究が多くなされている。谷川道雄『増補隋唐帝国形成史論』（筑摩書房1998年）、氣賀澤保規『府兵制の研究—府兵兵士とその社会—』（同朋舎1999年）など。西魏北周独自の制度に焦点をしばった研究には、富田健市「西魏・北周の制度に関する一考察—特に『周礼』との関係をめぐ

- って一」(『史册』12, 1980年)や中村淳一「北周明帝期の兵制改革と宇文護について」(『立正大学東洋史論集』4, 1991年), 内田吟風「北周の律令格式について」(『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥編』(同朋舎1975年初出1949年)などがあげられる。
- 4 谷川道雄氏は「府兵制国家」という概念で、西魏北周隋の連続性をとらえている。また、政治史面での連続性に関しては、西魏以来の周礼の体制からの超越をはかる帝権のもとに、衰退しつつあった漢人名流が結託し、宣帝の暴政をへて、その側近(御正・内史)によって楊堅に権力がうつったとしている。前掲註3谷川道雄『増補隋唐帝国形成史論』参照。しかし、谷川氏の説では、漢人側近グループだけでなく、西魏以来の勳貴系統の人々も隋の建国に賛同した理由を説明できない。
- 5 川本芳昭『魏晋南北朝時代の民族問題』(汲古書院1998年), 小林安斗「鮮卑のえがいた理想国家と華夷観—六世紀中国における胡漢問題についての一試論」(『千葉史学』41, 2003年)など
- 6 呂春盛『閼隴集团的権力結構演変—西魏北周政治史研究』(稻郷出版社2002年)は、政治史面から西魏北周から隋への変化を論じたほぼ唯一の専著である。
- 7 宣帝期は、宗室や勳臣の抑圧・制度の改変などの「暴政」が行われた。呂春盛氏は、周初より存在した問題が、武帝期に拡大し、宣帝期を経て顕在化したと述べている。前掲註6呂春盛『閼隴集团的権力結構演変—西魏北周政治史研究』265~280頁参照。
- 8 大川富士夫「北周宇文氏政権と仏教—武帝廢仏の意義—」(『立正史学』20, 1957年)
- 9 加藤国安『越境する庾信 その軌跡と詩的表象』上・下(研文出版2004年)。また、榎本あゆち氏も同様のことを指摘している。榎本あゆち「西魏末・北周の御正について」(『名古屋大学東洋史研究報告』25, 2001年)
- 10 前掲註3中村淳一「北周明帝期の兵制改革と宇文護について」参照。中村氏は、明帝期の兵制改革を宇文護権力の強化につながるものであったことを明らかにした。
- 11 高蘊華「宇文護述論」(『北朝研究』1992—3 総第8期), 雷依群『北周史稿』(陝西人民教育出版社1999年), 前掲註6呂春盛『閼隴集团的権力結構演変—西魏北周政治史研究』参照。高氏・雷氏は、宇文護が宇文泰の生前の政策を引継ぎ、宇文一族の政権基盤の強化につとめたと評価している。呂氏は、武帝期の宇文護が「親周帝派」や「中立」・「宇文氏宗室」の人物を採用し、武帝との協和政策を行なうようになったと述べている。しかし、高氏・雷氏に見られる北周建国時における宇文護の功績については、『周書』卷十一・宇文護伝の論贊部分に「有周受命之始, 宇文護寔預艱難。……卒能變魏爲周, 俾危獲乂者, 護之力也。(有周受命の始め, 宇文護, 寔に艱難を預かる。……卒に能く魏を變えて周と爲し, 危を俾け乂を獲るは, 護の力なり。)」と記されており、特に新しい論とはいえない。また、呂氏の見解に関しては、「宇文護派」と「親周帝派」・「中立派」といった党派分けの有効性がどこまでいえるのか疑問である。
- 12 呂思勉『兩晉南北朝史』上・下(開明書店1977年)上巻742頁
- 13 川勝義雄『魏晋南北朝』(講談社学術文庫2003年・初出1974年)408~409頁。また、中村淳一氏は前掲註3論文「北周明帝期の兵制改革と宇文護について」において、宇文護の兵制改革による中央集権化政策は、クーデター後の武帝の権力集中に大きな役割を果たしたとしている。
- 14 前島佳孝「西魏・八柱国の序列について—唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例—」(『史学雑誌』108—8, 1999年), 山下将司「唐初における『貞觀氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』111—2, 2002年)。これらは、従来自明視されてきた西魏の「八柱国」について、唐朝の意向が強く反映したものであり、西魏時代の実態を示していない可能性を指摘したものである。
- 15 羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』(中華書局2005年)には、1986年から2003年までに発見された西魏北周の墓誌28例について、録文を掲載している。
- 16 前掲註3中村淳一「北周明帝期の兵制改革と宇文護について」、前掲註8大川富士夫「北周宇文氏政権と仏教」、前掲註11高蘊華「宇文護述論」など参照。
- 17 瞿安全「叱羅協墓誌考釋」(『碑林集刊』八 陝西人民美術出版社2002年)は、叱羅協墓誌と正史の叱羅協像の食い違いに着目し、叱羅協が有能な人物であった可能性を指摘している。しかし、その論拠は、正史の叱羅協評価が、西魏時代と北周時代の記事とで矛盾していることを述べるだけであり、甚だ不十分である。本稿では、瞿氏の見解を踏まえた上で、より詳細に論証を行なった。また、瞿氏は叱羅協が有能であったこと

を指摘したに留まっており、宇文護政権の実態に踏み込んだ問題提起をしていない。

- 18 前掲註15羅新・葉煒『新出魏晉南北朝墓誌疏證』269～273頁にも録文がおさめられている。また、高峽主編『西安碑林全集』195巻（廣東經濟出版社1999年）の905頁にも拓本写真がある。
- 19 原州聯合考古隊編『北周田弘墓』（勉誠出版2000年）56～58頁。
- 20 『魏書』卷百十三・官氏志に、「叱羅氏，後改爲羅氏（叱羅氏，後に改めて羅氏と爲す）」とあり、北魏時代に羅氏と改姓したことが記されている。叱羅協は西魏時代の胡姓復活政策を受けて、叱羅に復姓したと思われる。
- 21 『北史』卷二五・呂洛拔伝には西部長という官職がみえる。「呂洛拔，代人也。曾祖渴侯，昭成時率戸五千歸魏。父匹知，太武時爲西部長，封滎陽公。（呂洛拔，代人なり。曾祖の渴侯，昭成の時戸五千を率いて魏に歸す。父匹知，太武の時西部長と爲り，滎陽公に封ぜらる。）」
- 22 榎本あゆち氏は、御正の職掌を文武両面から天子を補佐・統御する顧問官ではないかとする。前掲註9榎本あゆち「西魏末・北周の御正について」参照。
- 23 『周書』卷十一・宇文護伝附叱羅協伝「協既受護重委，冀得婚連帝室，乃求復舊姓叱羅氏。（協，既に護の重委を受け，婚を得て帝室と連ぬるを冀い，乃ち舊姓叱羅氏に復すを求む。）」
- 24 宇文儉は建徳七年（578年）二月に死去しており，その墓誌中に「第四子女適顯武公叱羅金剛。（第四子女，顯武公叱羅金剛に適ぐ。）」とある。陝西省考古研究所「北周宇文儉墓清理発掘簡報」（『考古与文物』2001—3 総125）参照。
- 25 『周書』卷十一宇文護伝には「（太祖）謂護曰「吾形容若此，……天下之事，屬之於汝，宜勉力以成吾志。」（（太祖）護に謂いて曰く「吾が形容此の若し，……天下の事，之汝に屬す，宜しく勉力して以て吾が志を成すべし。）」とあり，宇文護に後事を託したことが述べられているだけである。
- 26 『北史』卷五・文帝紀・大統十五年の条「初詔諸代人太和中改姓者，並令復舊。（初めて詔し，諸代人の太和中姓を改めし者，並びに舊に復せしむ。）」西魏の胡姓復活政策に関しては，佐川英治「孝武西遷と国姓賜与—六世紀華北の民族と政治—」（『岡山大学文学部紀要』38, 2002年）・小林安斗「北朝末宇文氏政権と賜姓の関係」（『千葉大学社会文化科学研究』6, 2002年）・山下将司「西魏・恭帝年間「賜姓」政策の再検討」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』45第四分冊, 1999年）などを参照。
- 27 『魏書』卷十八・臨淮王彧伝附元孚伝「（元）孚……拜冀州刺史，……後爲葛榮所陷，爲榮所執。（元孚……冀州刺史を拜し，……後に葛榮の陷る所と爲り，榮の執うる所と爲る。）」
- 28 瞿文は，叱羅協墓誌が葛榮・竇泰に触れない理由について，当時葛榮が逆賊という評価を受けており，また叱羅協の場合，他の東魏北齊からの亡命者と違い，竇泰が敗死し叱羅協自身も捕虜となってから北周に仕えたため，その経歴を隠そうとしたとしている。前掲註17瞿安全「叱羅協墓誌考釋」参照。
- 29 『魏書』卷百十三・官氏志には「神元皇帝時，餘部諸姓内入者。（神元皇帝の時，餘部の諸姓の内に入る者なり。）」とあり，叱羅氏が神元皇帝（拓跋力微）の時代に帰属した胡族であることがわかる。叱羅氏の北魏における活躍については『魏書』卷四四・羅結伝参照。ただし，現存している史料では羅結と叱羅協の系図的關係は不明である。
- 30 『周書』卷十四・賀拔勝伝に「父度拔，性果毅，爲武川軍主。……懷朔鎮將楊鈞聞度拔名，召補統軍，配以一旅。（父度拔，性果毅，武川軍主と爲る。……懷朔鎮將楊鈞，度拔の名を聞き，召して統軍に補し，配するに一旅を以てす。）」とあることから，統軍に抜擢されるものは軍主などの立場で兵を率いていることがうかがえる。嚴耕望氏は統軍を，領民を率いた都督と同様の官職であるとしている。嚴耕望『中國地方行政制度史 乙部 魏晉南北朝地方行政制度』（中央研究院歷史語言研究所1990年 初出1963年）下冊578頁。
- 31 叱羅協が復官した正確な時期は不明であるが，本伝の記述から建徳三年（574）に復官したことは確実である。また，『周書』卷五・武帝紀上・建徳三年五月の条に「戊辰，詔故晉國公護及諸子，並追復先封，改葬加諡。（戊辰，詔して故晉國公護及び諸子，並びに先封を追復し，改葬して諡を加う。）」とあり，宇文護らの改葬が行われていることから，宇文護に連座した人物の復官も建徳三年（574）五月に行われた可能性が高い。
- 32 『庚子山集注』卷十三・周太子太保陸逞神道碑によると，陸逞が没したのは，建徳二年（573）五月のことであり，陸逞の復官が短期間で行なわれたことがわかる。

- ³³『周書』卷三八・李昶伝、『周書』卷三五・薛善伝、『隋書』卷四六・元暉伝参照。
- ³⁴叱羅協墓は全長約71m・封土約20mである。これは孝陵（武帝墓）の全長68.5mと同格である。尙安志編『中国北周珍貴文物』（陝西人民美術出版社1993年）、陝西省考古研究所「北周武帝孝陵発掘簡報」（『考古与文物』1997—2 總100）参照。北周では墓主身分と墓葬規模・形式に明確な等級規定がなく、武帝が薄葬を遺言したとはいえ、叱羅協墓の大きさは並大抵のものではない。江介也「北周墓の構造とその形式」（『文化史学』54, 1998年）
- ³⁵武帝の孝陵誌については前掲註34陝西省考古研究所「北周武帝孝陵発掘簡報」参照。賀蘭祥墓誌については張鴻傑主編『咸陽碑石』（三秦出版社1990年）5頁参照。宇文儉墓誌については前掲註24陝西省考古研究所「北周宇文儉墓清理発掘簡報」参照。田弘墓誌については前掲註19原州聯合考古隊編『北周田弘墓』参照。
- ³⁶前掲註9加藤国安『越境する庾信』535～636頁参照。
- ³⁷また、『周書』卷三六・劉志伝には、明帝の即位以前の逸話として、「世宗雅愛儒學，特欽重之，事無大小，咸委於志。（世宗，雅に儒學を愛し，特に欽んで之を重んじ，事大小と無く，感な志に委ぬ。）」とある。
- ³⁸長部悦弘氏は，北魏から隋にかけて無学な武人官僚が地方長官となることで地方政治が紊乱したと述べている。長部悦弘「北朝時代の武人官僚問題」（『史林』76—1, 1993年）参照。しかし，西魏北周においては，無学であるが有能な武人官僚が多数輩出されており，一概に武人官僚が地方政治を紊乱したとはいえない。前掲註9加藤国安『越境する庾信』647～651頁参照。
- ³⁹『周書』卷二九・楊紹伝。『文館詞林』卷四五二・後周大將軍楊紹碑銘には「蕭繹據有渚宮，……郢都於是底定，……封儼城郡公。（蕭繹渚宮に據有し，……郢都是に底定し，……儼城郡公に封ぜらる。）」とあり，恭帝元年（554）の江陵攻略後に儼城郡公に移ったことが記されている。
- ⁴⁰『庾子山集注』卷十三・周太子太保陸逞神道碑。加藤国安氏は，墓碑の性格からすれば当然の配慮であるとしている。前掲註9加藤国安『越境する庾信』866～868頁参照。
- ⁴¹宇文護誅殺は天和七年（572）三月十八日。三月十九日の武帝の詔は『周書』卷十一・宇文護伝に記載されている。
- ⁴²なぜ『周書』などの唐代編纂の史書は，叱羅協の評価を捻じ曲げてまで宇文護時代を否定的に記す必要があったのだろうか。この点に関しては，本稿の及ぶ範囲ではなく，今後の課題としていきたい。
- ⁴³『隋書』卷二五・刑法志にも，「時晉公護將有異志，欲寬政以取人心，然闇於知人，所委多不稱職。既用法寬弛，不足制姦，子弟僚屬，皆竊弄其權，百姓愁怨，控告無所。（時に晉公護將に異志有らんとし，寬政もて以て人心を取るを欲す，然れども人を知るに闇く，委ぬる所多く職に稱わず。既に法を用うること寬弛にして，姦を制するに足らず，子弟僚屬，皆竊かに其權を弄び，百姓愁怨するも，控告する所無し。）」とある。

（附記）本稿は，2004年度公益信託松尾金蔵記念奨学基金による研究成果の一部である。

